



身内の介護や、ご高齢で今の生活に不安を感じている方へ。
介護のことならなんでもご相談下さい。

生活援助

お部屋やお風呂、トイレの掃除
買い物や調理
お洗濯や布団干し
衣類の整理など...

身体介護

清拭などの介助
入浴介助
歩行介助
排泄の介助など...

相談・助言

生活、身上、介護に関する相談・助言
住宅改良に関する相談・助言
その他、必要な相談・助言



住み慣れた自宅で安心して
暮らせるように私たちみゆき苑の
専門スタッフが支えます



ご利用料金

指定居宅介護の利用者の負担額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法廷代理受領サービスのときは、計算上の額が利用者負担額となります。

※平常の時間帯（午前8時～午後5時）の基本利用料金 令和6年4月1日現在

サービス内容	サービスに要する時間	単位数
身体介護	20分未満	163 単位
	20分以上30分未満	244 単位
	30分以上1時間未満	387 単位
	1時間以上1時間30分未満	567 単位
身体介護+生活援助	生活援助20分以上45分未満	身体(244)+65=309単位
	生活援助45分以上70分未満	身体(244)+130=374単位
	生活援助70分以上	身体(244)+195=439単位
生活援助	20分以上45分未満	179 単位
	45分以上	220 単位

介護処遇改善加算 I (加算率=総単位数 × 13.7% 1ヵ月)

介護処遇特定加算 II (加算率=総単位数 × 4.2% 1ヵ月)

ベースアップ加算等加算(加算率=総単位数2.4% 1ヵ月)

※加算について: 現在の加算合計20.3%⇒6月より1本化となり割合22.4%となります。
「介護職員等処遇改善加算 II」に改定 割合: 22.4%

所得に応じて2割負担、3割負担対象の場合もあります。(上記金額は1割負担の場合です。)

※介護予防訪問介護(総合事業)の利用料金

サービス内容	サービスに要する時間	種類	単位
総合事業の指定を受けた事業所が提供するサービス	標準的サービス	訪問型独自型サービス2	1回/287
	生活援助が中心で20分以上45分未満	訪問型独自型サービス22	1回/179
	生活援助中心で45分以上	訪問型独自型サービス23	1回/220

※上記料金は、1割負担の場合でです。

(月あたりの上限3,727単位)

所得に応じて2割負担、3割負担対象の場合もあります。(上記金額は1割負担の場合です。)

ご利用条件

- 65歳以上の方
家事を含む日常生活の支援や寝たきり・認知症などで介護の必要な方
- 40歳～64歳の人
加齢に起因する疾病(特定疾病)で要支援・要介護状態になった方

個人情報への取り組み

当事業所は福祉サービスを安心してご利用いただく為に個人情報保護・管理致します

お問い合わせ

社会福祉法人 豊生会
総合福祉施設 みゆき苑
訪問介護支援事業所
TEL 43-8111
FAX 43-1621

担当: 羽坂・吉永まで

ホームページアドレス : <http://www.h-miyukien.info/>

